五所川原市U I Jターン起業・就業創出事業移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 五所川原市は、青森県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び五所川原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、五所川原市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行う五所川原市UIJターン起業・就業創出事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から五所川原市に移住した者が、支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において五所川原市UIJターン起業・就業創出事業移住支援金(以下「移住支援金」という。)を交付することとする。移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(移住支援金の額)

第2条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

(対象者要件)

- 第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。ただし、(3)の要件に該当する場合にあっては、世帯員を帯同して移住する場合に限るものとする。
 - (1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件 不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。(ただし、東京23 区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすること ができる。)
- (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に五所川原市に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、五所川原市に転入後1年以内であること。
- ③ 移住支援金の申請日から5年以上、五所川原市に継続して居住する意思を有していること。
- (ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他五所川原市及び青森県が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する青森県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに 掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ)上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として 掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ (地方創生テレワーク型)) 又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 起業に関する要件

青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、当該交付決定日が申請日から 起算して1年以内であること。

(5) 世帯に関する要件(世帯向けの金額を申請する場合のみ)

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ)申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
- (エ)申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において転入後1年以内であること。
- (オ)申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と 関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

- 第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先(テレワークの場合は所属先等)の就業証明書(様式第2号又は様式第2号の2)及び本人確認書類に加え、第3条(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(5)の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1)移住に関する書類

- (ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票
- (イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類
- (2) 起業に関する書類
 - (ア) 起業支援金交付決定通知の写し
- (3)世帯に関する書類
 - (ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票
- (4) その他市長が必要とする書類
- 2 申請者は、移住支援金の交付を受けようとする年度の 12 月 28 日までに、前項に規定する申請手続 を行わなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。審査の結果、支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(移住支援金の交付請求)

- 第6条 前条に規定する交付決定の通知を受けた者は、移住支援金交付請求書(様式第4号)により請求するものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。 (交付決定通知書の再交付)
- 第7条 交付決定の通知を受けた者が、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。 (再交付決定及び通知)
- 第8条 市長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに交付決定通知書に再交付の旨を記載し、申請者に交付する。

(就業及び居住状況変更の届出)

第9条 移住支援金の交付を受けた者が、就業先又は住所等を変更したときは、遅滞なく就業・居住状況等変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。ただし、申請日から5年経過した場合 又は第11条に規定する返還請求の対象となった場合は、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第10条 五所川原市及び青森県は、五所川原市UIJターン起業・就業創出事業及びあおもり移住支援 事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、五所川原市UIJ ターン起業・就業創出事業及びあおもり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができ る。

(返還請求)

- 第11条 市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の 全額又は半額の返還を請求する。ただし、青森県内での転居については返還を求めないものとするが、 五所川原市から青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合はこの限りでない。
 - (1) 全額の返還
 - (ア) 虚偽の申請等をした場合
 - (イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した五所川原市から県外に転出した場合

- (ウ) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した五所川原市から県外に転出した場合

(返還免除)

- 第12条 移住支援金の交付を受けた者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書(様式第7号)及び返還免除理由を証する書類により市長に返還の免除を申請できるものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときには、返還免除の可否について移住支援金返還免除協 議書(様式第8号)により青森県へ協議するものとする。
- 3 市長は、前項の協議に対する同意の可否を受けたときには、返還免除の可否に係る決定内容を移住 支援金返還免除承認通知書(様式第9号)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式第10号)によ り当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第13条 五所川原市は、移住支援金の交付を受けた者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に移住支援金受給者である旨を記載する等の方法により通知する。移住支援金の交付を受けた者が県内の市町村から五所川原市に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金の支給市町村に対してその旨通知する。また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、五所川原市と青森県が協議 して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月26日から施行し、令和元年12月25日から適用する。
- (対象者要件)
- 2 平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月 24 日までに転入した者の移住元の要件については、以下のと おりとする。

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

- ① 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)をしていたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)。

附則

- この要綱は、令和2年12月15日から施行し、令和2年10月14日から適用する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年8月14日から施行する。